

郵送などで**3月15日**までに申告を  1

所得税の 確定申告・市県民税の申告

申告は必要？

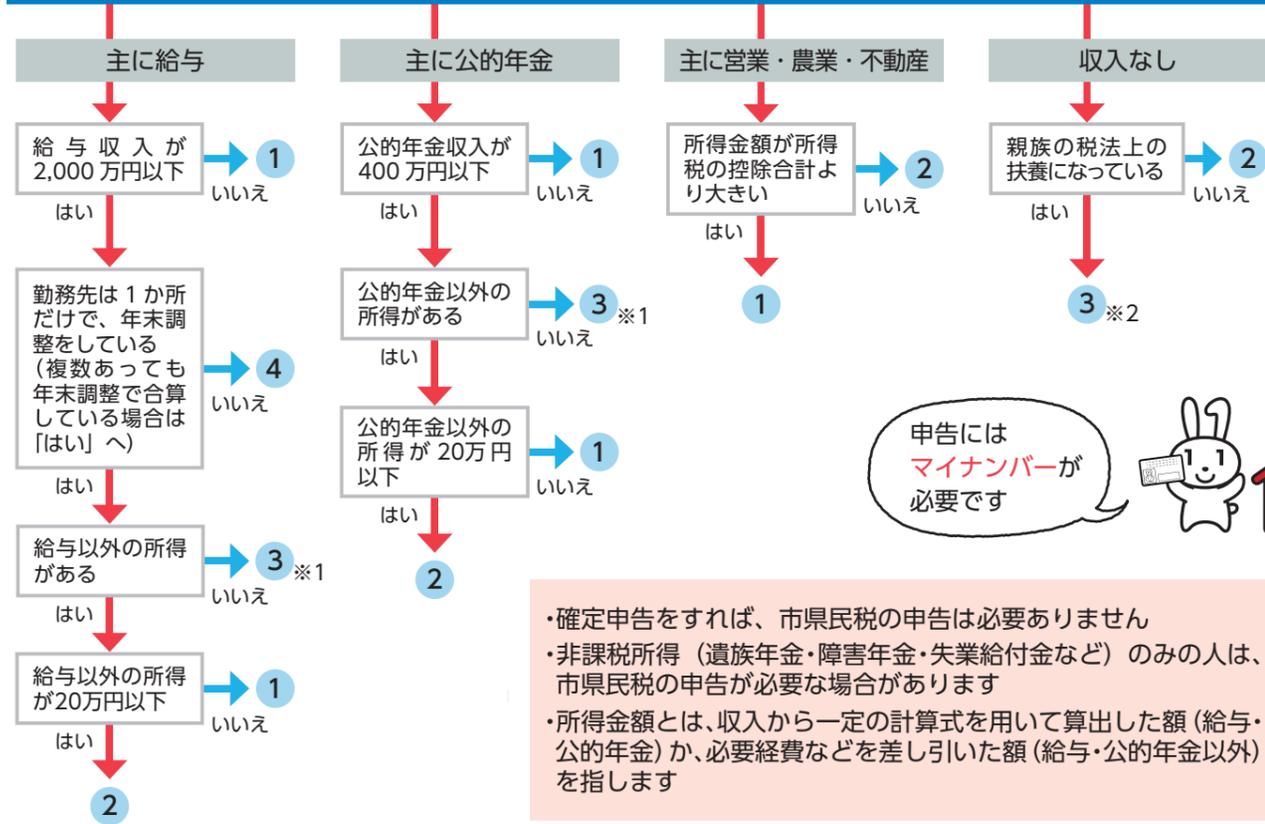
チャートを参考に
確認してください

スタート

令和5年1月1日現在、
高崎市に住んでいましたか？

高崎市に市県民税の申告を
する必要はありません
令和5年1月1日に住んでいた市
区町村へ相談してください

令和4年中にどのような収入がありましたか？



判定結果

チャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課（☎027-321-1218）にお問い合わせください

1	税務署で確定申告が必要です	確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市役所で市県民税の申告が必要です	ただし、控除などを追加して所得税の還付を受ける場合は、確定申告ができます
3	確定申告・市県民税の申告義務はありません	ただし、※1の人で控除などの追加をして所得税の還付を受ける場合は、確定申告ができます。還付がない場合でも、市県民税の申告で控除を追加することができます。ただし、※2の人で所得や税金に関する証明書が必要な人や自立支援医療を受ける人などは市県民税の申告が必要です
4	税務署で申告が必要な場合があります	扶養・生命保険料などの控除の追加や、2か所以上の勤務先があり、年末調整で合算されていない場合などは、税務署で申告が必要です

申告方法や必要な物などは、次のページでお知らせします

電子地域通貨「高崎通貨」で給付

出産・子育て応援ギフトを給付します

市は、今年度妊娠した人と生まれた子どもを養育する人を対象に、出産・子育て応援ギフトを給付します。これは、妊娠・子育て世帯を支援する国の事業を受けた給付金です。市内約2,400店舗で利用できる電子地域通貨「高崎通貨」として給付し、市内経済の活性化にもつなげます。制度についてなど詳しくは、市ホームページ（下記）で確認してください。

問い合わせは、健康課母子保健担当（☎027-381-6113）か各地域の保健センターへ。



対象者

本市に住民登録があり、次の①②のいずれかに当てはまる人①令和4年4月1日以降に妊娠した②令和4年4月1日以降に生まれた子どもを養育している——です。令和4年4月1日～令和5年1月3日に妊娠の届け出をした人と生まれた子ども宛てに、1月25日に通知を

発送したので、確認してください。令和5年1月4日以降に妊娠の届け出をした人には、通知を発送するか、妊娠届提出時に案内を行っています。

給付額

妊娠した人と生まれた子ども1人につき各5万円。電子地域通貨「高崎通貨」で給付します。

電子地域通貨「高崎通貨」とは？

高崎通貨は、スマートフォンのアプリを使った電子地域通貨です。市内の約2,400店舗で利用でき、レジに置かれた2次元コードを読み取って、簡単に支払いができます。詳しくは、市ホームページで確認してください。



乗附・片岡ルートのおとしよりぐるりんタクシー

高崎総合医療センターへの乗り入れを開始

市は、2月1日から、無料の循環タクシー「おとしよりぐるりんタクシー」の一部ルートで、高崎総合医療センターへの乗り入れを開始します。

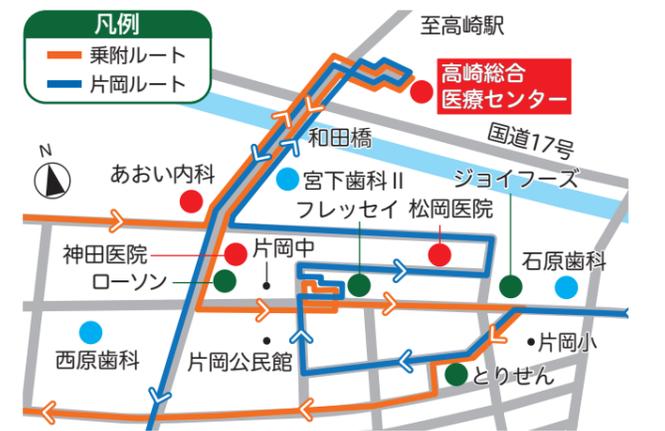
今回変更となるのは乗附・片岡の2ルートです。地域医療の中核となる高崎総合医療センターへ乗り入れることで、地域住民の健康維持・増進につながります。両ルートとも、乗り入れには和田橋を経由。往復約2km、10分程度の延長となります。

問い合わせは、長寿社会課（☎027-321-1248）へ。
ルート上で乗り降り自由な無料の循環タクシー

おとしよりぐるりんタクシーは、高齢者や障害のある人などの移動の支援を目的にしたものです。高齢者の外出を後押しすることで、介護予防にもつなげます。現在運行しているのは、倉渕・榛名・吉井地域内の8ルートと、旧高崎地域の乗附・片岡・寺尾・南八幡の4ルートです。

年中無休で、運行時間は午前9時～午後5時です。

料金は無料で、決められたルート上ならどこでも乗り降り自由。利用登録や事前予約は不要で、誰でも利用できます。日常の買い物や通院など、ぜひ気軽に利用してください。



会場での申告には入場整理券が必要です

所得税の確定申告

LINEによる事前発行

無料のアプリ・LINEを使った事前発行です。国税庁公式アカウント（右記）から、相談会場と日時を選択し、申し込んでください。



会場のイベント高崎での当日配布

会場当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は国税庁ホームページで確認してください。

市県民税の申告

市民税課窓口での当日配布

当日会場受付で、受付時間枠が書かれた整理券を配布します。整理券にある時間内に、余裕を持って会場に戻ってください。受付時間枠のある整理券の配布は、本庁だけです。会場内の混雑緩和にご協力ください。



申告に必要な物

対象	必要書類など	
全員	マイナンバー（個人番号）と本人確認のできる物、申告書、振込先口座の分かる物	
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票（コピーやデータも可）
	事業（営業・農業）・不動産所得者	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得者	支払通知書、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書、医療費通知、高額療養費などの補てん金がかかる物、おむつ使用証明書※1など
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※2など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄附金控除	寄附金の受領証明書など



障害者控除・おむつ代の医療費控除の証明書を発行

いずれも申請は、運転免許証など窓口に来る人の本人確認のできる物を持って、市役所2階24番窓口介護保険課（☎027-321-1242）か、各支所市民福祉課へ。

高齢者のおむつ代の医療費控除確認書（上表※1）

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受

けている場合、一定の要件を満たす人は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書（上表※2）

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象となるのは、65歳以上で令和4年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。

所得税の確定申告

■ 期間：2月16日(木)～3月15日(水)

■ 問い合わせ先：高崎税務署

(☎027-322-4711)



申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページ（右記）の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。



インターネット e-Tax	申告書はe-Taxで送信してください。「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒370-8611 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場での申告には、入場整理券が必要です。時間指定があります。入場整理券は、左ページを参考に取得してください ●受付日時＝2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く。19日・26日の日曜日は申告を受け付けます)、午前8時30分～午後4時 ●会場＝イベント高崎（問屋町2丁目）

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を提出する必要があります。事前に作成して持参してください。

市県民税の申告

■ 期間：2月16日(木)～3月15日(水)

市は2月3日(金)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を送付します。令和5年1月1日現在、市内に住居のあった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、市民税課や各支所税務課にある「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは、市ホームページ（右記）でも確認できます。



申告書の提出方法

郵送	申告書を〒370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	会場での申告には、入場整理券が必要です。時間指定があります。詳しくは、左ページを確認してください ●受付期間＝2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く) ●窓口と受付時間 市役所2階28番窓口市民税課＝午前8時30分～午後5時15分 各支所税務課＝午前8時30分～正午・午後1時～5時15分 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月16日(木)以降も随時受け付けます

還付申告

還付申告は、2月15日(水)（土・日曜日、祝日を除く）まで高崎税務署で先行して受け付けています。還付申告だけの人は、ぜひご利用ください。

次に当てはまる人は、還付を受けられる場合があります。

- 令和4年中に退職して年末調整を受けていない
- 令和4年中に医療費の支払いが一定額以上ある

申告書の作成を指導

次の確定申告については、イベント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

- 青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住者の扶養控除に係る申告

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば e-Tax を使って所得税の確定申告ができます

マイナンバーカードとスマートフォンアプリを使って、e-Taxで申告ができます。利用にはマイナンバーカードと専用アプリが必要です。スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動で入力されます。ぜひ活用してください。



上場株式などの所得の課税方式が選べます

上場株式などによる所得のある人は、申告するとその所得にかかる個人住民税の課税方式が選べます。詳しくは、市ホームページで確認できます。制度改正により、課税方式が選べるのは令和5年度（令和4年中）の申告までです。

国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保料が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。

問い合わせは、保険年金課（☎027-321-1235、1236）へ。

問い合わせ先

- 市民税課（☎027-321-1218）
- 倉渕支所税務課（☎027-378-4523）
- 箕郷支所税務課（☎027-371-9051）
- 群馬支所税務課（☎027-373-1214）
- 新町支所税務課（☎0274-42-1236）
- 榛名支所税務課（☎027-374-5110）
- 吉井支所税務課（☎027-387-3114）